

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 31 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表アの項中「輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通にかかる業務（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第 2 条第 1 号に掲げる業務）」を「第 4 条第 1 号に規定する流通業務」に改め、同項中「第 6 号までに掲げる建築物」の次に「をいう。」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。